

# 第 1 章 基本計画策定にあたって

## 第1章 基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の目的

21世紀を迎え、わが国は、少子・高齢化の進展に代表されるような大きな社会構造の転換期に直面しています。女性も男性も責任を分かち合いつつその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、世界共通の重要な課題となっています。特に男女の機会均等をめぐっては、様々な取り組みの中で制度的には実現されているものの、実態としてはいまだ達成できていないものも少なくありません。

また、現在では全国の市町村でも男女共同参画社会の実現に向けての取り組みが順次進められていますが、その一方で女性に対する暴力問題の顕在化など、社会情勢にも変化が生じており、それに応じて男女共同参画に関する法制度も改善が図られてきています。

新上五島町男女共同参画基本計画は、今後、新上五島町に暮らす町民一人ひとりが自立して、家庭や職場、地域でそれぞれの個性を発揮し、お互いの人権を尊重しながら共生し、いきいきと暮らしていくことをめざして、個人としての女性と男性、そして行政、関係機関、団体、地域などが一体となって取り組むべき方向性を示したものです。

### 2 計画策定の背景

#### (1) 世界の動き

国際連合は、昭和50(1975)年を「国際婦人年」とし、昭和51(1976)年から「平等・発展・平和」を目的に「国際婦人の10年」と定め、女性の地位向上をめざす取り組みを展開するよう提唱しました。

昭和54(1979)年の国連総会においては「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約)を採択しました。

昭和60(1985)年の「国際婦人の10年」最終年に開催された世界会議では、目的達成のため各国が実情に応じて効果的措置を講じるうえでの長期的ガイドラインとなる「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

平成7(1995)年9月の世界女性会議では、女性のエンパワーメントに関する具体的な行動方針として「北京宣言」及び「行動綱領」が採択されました。

平成12(2000)年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、「ナイロビ将来戦略」や「北京行動綱領」の実施状況の検討・評価を行い、今後のさらなる行動と戦略が検討されました。

## (2) 日本の動き

我が国における男女平等に向けた取り組みは国際連合が提唱した「国際婦人年」を契機としており、昭和50(1975)年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置して、昭和52(1977)年に「国内行動計画」が策定され、女性問題の課題と施策の方向が示されました。その後、民法・国籍法の一部が改正され、昭和60(1985)年には「女性差別撤廃条約」を批准し、同年7月「男女雇用機会均等法」が公布されました。

昭和62(1987)年には、「ナイロビ将来戦略勧告」を受けて、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、「男女共同参加型社会」から「男女共同参画型社会」に改められました。

また、平成4(1992)年には育児休業法が施行、平成7(1995)年には「育児・介護休業法」が成立し、平成9(1997)年6月には「男女雇用機会均等法」をはじめ、「労働基準法」や「育児・介護休業法」が改正されました。

平成11(1999)年6月、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会形成の最重要課題と位置づけられました。それに基づき、平成12(2000)年には「男女共同参画基本計画」が策定され、10年間の長期的な政策の方向性ととも、5年間で行政や国民が取り組むべき具体的施策などが示されました。

平成17(2005)年には、女性のチャレンジ支援策の充実や仕事と家庭・地域社会の両立支援策の推進、指導的地位に占める女性の割合の増加を期待する内容を盛り込んだ、「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

## (3) 長崎県の動き

長崎県では、昭和53(1987)年に「長崎県婦人問題懇話会」を設置し、その提言を受けて、昭和55(1980)年「生きがい育てる長崎県の婦人対策」を策定し、女性関係施策の指針としました。

その後、女性を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、平成2(1990)年、21世紀を展望した「2001ながさき女性プラン」を策定、平成6(1994)年には一部改正を行い、総合的、効果的な女性関係行政の推進が行われてきました。

さらに、平成12(2000)年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「2001ながさき女性プラン」を全面改訂した「長崎県男女共同参画計画」を策定し、この計画の実効性と推進を図るため、平成14(2002)年に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに伴い平成15(2003)年に、「長崎県男女共同参画基本計画」が策定され、平成18(2006)年には社会経済情勢等の変化に的確に対応するため、同計画の改定が行われるなど、男女共同参画社会づくりの施策が展開されています。